

浦添市附属機関の会議の公開に関する指針

平成 29 年 2 月 8 日

市長 決 裁

1 目 的

この指針は、情報公開制度の理念に基づき、本市の附属機関の会議を公開することにより、その審議状況を市民に明らかにし、公正で一層開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

2 対象とする附属機関

この指針の対象とする附属機関は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより執行機関に設置された機関で、市民、学識経験者等が構成員の全部又は一部となっているものをいう。

3 会議の公開基準

(1) 附属機関の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当するときは、当該会議を公開しないことができる。

ア 法令若しくは条例等の規定により当該会議を非公開とするとき。

イ 会議の内容が浦添市情報公開条例（平成 11 年 9 月 28 日浦添市条例第 16 号）第 7 条各号に該当すると認められる事項について審議等を行うとき。

ウ 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な審議等が著しく阻害されるおそれがあるなど、会議の目的が達成されないと認められるとき。

(2) 会議の内容に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、議題を容易に区分して審議を行うことができるときは、非公開の部分を除いて会議を公開（以下「一部公開」という）する。

4 公開、非公開の決定

附属機関の会議の公開（一部公開を含む。以下同じ。）又は非公開の決定は、3 に定める会議の公開基準に基づき、当該附属機関又は当該附属機関の長が行う。

なお、会議の一部又は全部を非公開とすることを決定したときは、非公開とする部分の理由を明らかにしなければならない。

5 公開の方法

- (1) 附属機関又は附属機関の長は、会議を公開するときは、あらかじめ会議の傍聴を認める定員を定め、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (2) 傍聴者は、先着順により決定する。ただし、附属機関又は附属機関の長が必要と認めるときは、抽選その他の方法により決定することができる。
- (3) 附属機関又は附属機関の長は、会議の傍聴者には、会議の資料を配布し、又は、供覧に供するものとする。ただし、浦添市情報公開条例第7条各号に該当する情報が記載されているものについては、この限りでない。
- (4) 附属機関又は附属機関の長は、会場の秩序維持のため、必要と認めるときは、傍聴者に退席を命ずることができる。

6 会議開催の公表

- (1) 会議を開催するときは、法令等（条例及び規則を含む。）の規定により非公開とされているときを除き、会議の公開、非公開にかかわらず、会議開催のおおむね1週間前までに、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、この限りでない。
 - ア 会議の名称
 - イ 開催日時
 - ウ 開催場所
 - エ 議題
 - オ 会議の公開、非公開の区分（一部公開又は非公開とするときは、その理由を明示する。）
 - カ 傍聴者の定員
 - キ 傍聴の手続
 - ク 問合せ先
 - ケ その他必要な事項
- (2) 公表後に公表内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を公表するものとする。
- (3) 公表は、市政情報センターにおける備え付け及び浦添市ホームページに掲載する等の方法によるものとする。

7 会議結果の公表

執行機関は、法令等（条例及び規則を含む。）の規定により非公開とされているときを除き、会議の公開、非公開にかかわらず、会議の結果の概要を、会議終了後原則として1月以内に市政情報センターに備え付け、市民の閲覧に供するとともに浦添市ホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。

8 運用状況の公表

市長は、附属機関の会議公開の運用状況について、毎年度1回公表するものとする。

9 特別の定めがある場合の取扱い

附属機関の会議の公開等について法令等に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

10 その他

この指針の運用に当たって必要な事項は、市長が別に定める。

11 適用期日

この指針は、平成29年3月1日から実施し、平成29年4月1日以降に開催される附属機関の会議から適用する。